中央語系古代日本語における音節結合 : 有坂法則について

福田, 良輔

https://doi.org/10.15017/2332833

出版情報:文學研究. 60, pp.1-21, 1961-03-20. 九州大学文学部

バージョン: 権利関係:

中央語系古代日本語における音節結合

- 有坂法則について・

、 序 説

和天皇頃まで)に成立した東大寺諷誦文稿中に、十四の東歌、常陸風土記中の歌謡等の遠江・信濃以来の古代日本語と、大和地方を主体とする西部日本の諸地域の古代日本語との語に、若しい方言的差異が見られることは周知の通りである。し語に、若しい方言的差異が見られることは周知の通りである。しいして、奈良時代において万葉集巻二十に見える防人歌及び巻の天皇頃まで)に成立した東大寺諷誦文稿中に、

(等) 如譯語通事式 医令對飛彈國人而 令聞飛彈國詞而天笠人集 如来一音隨 風俗ノ方 言令聞 假令對大唐人而大唐詞說 他准之對草木而草木辞而說者 此當國方言 毛人大唐詞說 他准之對草木而草木辞而說者 此當國方言 毛人

言的差異が存在していたことが分かる。と同時に、西部日本の諸飛弾人・東国人に話しても十分に理会できないほどの、著しい方方言の三方言との間には、大和や山城地方の中央の言語で毛人・言語を主体とする西部古代日本語と、毛人方言・飛弾方言・東国と見えている。これによれば、平安初期のわが国には大和地方のと見えている。

毛人方言・飛弾方言・東国方言との差異ほどの著しい方言的差異たこと、西部日本の諸地域の言語と中央語との間には、中央語と地域の人々には、中央語で話してもあまり理会を妨げられなかっせがの人々には、中央語で話してもあまり理会を妨げられなかった。

本の正となろう。しかして、毛人は、古事記をはじめ日本書紀等るという説も有力である。しかし、前出の文においては飛弾方言るという説も有力である。しかし、前出の文においては飛弾方言るという説も有力である。しかし、毛人方言の「毛」は地域ではなく、人体の形質の特長を云ったものと解される。したがって、毛く、人体の形質の特長を云ったものと解される。したがって、毛く、人体の形質の特長を云ったものと解される。したがって、毛く、人体の形質の特長を云ったものと解される。したがって、毛く、人体の形質の特長を云ったものと解される。したがって、毛く、人体の形質の特長を云ったものと解される。したがって、毛人は、この諷誦文の記事からも妥当であろう。また、万葉巻十二ににコチタミ」を「毛人髪三」(二九三八)と戯書しているてともた、飛弾国人・東国地方の未開種族に対する架空的総称であるという説も行いている。

1

とすると、山城・大和等の畿内地方の言語を主体とする当時の

事は、奈良時代においても、そのまま当てはまるものと見て支障あったにせよ、それは日本語内の差異であるのに対し、毛人方言あったにせよ、それは日本語内の差異であるのに対し、毛人方言あ、万葉集巻二十の防人歌が書記された天平勝宝七年と約百年前も、万葉集巻二十の防人歌が書記された天平勝宝七年と約百年前も、万葉集巻二十の防人歌が書記された天平勝宝七年と約百年前を入り、毛人方言をしかしていた。

はないであろう。

東国庶民の生活語は取載されている防人歌よりも、 国方言に比して、中央語的要素の多い東国方言であった、当時の 持が取載した防人歌は、 範的文学語であって、当時の生活語には歌語としては用いられな ものであろう。さらに、歌語はその時代の生活語であると共に規 現したために歌意に不明が多く、拙劣歌となったことを意味した 歌の表現の巧拙ということばかりではなかろう。むしろ、大和地 いものもあることを考慮に入れる必要がある。とすると、 方の言語に習熟していない作者は方言的差異の著しい東国語で表 の防人歌の左註の作者大伴家持が、註中に「但(有)拙劣歌―首 言的差異があったことは確実視されるので、万葉集巻二十の各国 する西部古代日本語と飛弾方言との間には理会を妨げるほどの方 (者) 不取載之」または「但拙劣歌者不取載之」と記したのは 前述のように、奈良時代においても、大和地方の言語を主体と 当時の東国地方の庶民の生活語である東 一層方言的要 大伴家

てどの程度に方言的要素が多く、どのような言語状態であったかしかしながら、防人達の生活語である東国方言が防人歌に比し

素が多いものであったと見るべきであろう。

とする西部古代日本語とを比較することによって奈良時代の東国 四の東歌と常陸風土記の歌謡の言語と、大和地方の中央語を主体 常識的にも考えられる。したがって、防人歌を主体として、巻十 歌及び常陸風土記の歌謡があるぐらいである。 しなくてはならない。 基づかなくてはならないが、 出発しなくてはならない。それには、何よりも先学の研究成果に る)の言語体系を音韻・語法・語彙に亘って正確に知ることから て、中央語系の西部古代日本語 方言の方言的要素を的確に記述することが要請される。 に行われていた生活語が一段と方言的要素が濃いかったことは 都人の言語がかなり加わったものが多い。ただ、歌謡よりも実際 を知る資料はない。東国方言の資料としては、ほかに巻十四の東 なお、 (中央語・大和系古代語と略称す 未解決の問題をみずから解決 しかし、東歌には したが

・語法・語彙の要素は相関的・有機的関係において統一体として方言と略称する)と大和系古代語との言語体系を構成する言韻のいて叙述することはいうまでもないが、大和系古代語と取固方言との差異は、音韻において最も顕著であり、且つ東国方言の方言との差異は、音韻において最も顕著であり、且つ東国方言の方言との差異は、音韻において最も顕著であり、且つ東国方言の方言との差異は、音韻において最も顕著であり、且つ東国方言の方言との差異は、音韻において記述比較し、次に語法・語彙において表一体として方言と略称する)と大和系古代語との言語的差異を考察するに方言と略称する)と大和系古代語との言語体系を構成する音韻を表して、古代東国方言(誤解が生じないばあいは東国方言と略称する)と大和系古代語との言語は、語彙を表して、古代東国方言(誤解が生じないばあいは東国方言といる。

・語法はそれぞれ独自の体系乃至統一体を構成しているから、一一方だけでは全く考察できない事象が多い。しかしながら、音韻に後述するように大和系古代語も東国方言では、音韻と語法とはては一つの要素についての考察は十分に行うことはできない。殊の言語体系を構成しているのであるから、互いに他の要素を離れ

往個々に記述し考察することとする

中央語系の古代日本語が、国語史上、音韻において著しい特質

・ヒ・ヘ・ミ・メ・ヨ・ロ及びその浊音には、それぞれ両類の区記・日本書紀・万葉集)を調査し、エ・キ・ケ・コ・ソ・ト・ノ示唆されて、「仮字遣奥山路」を著わし、奈良時代の文献(古事に、石塚龍麿は、その師本居宣長の「古事記伝」の総論中の記事にを有していることは周知の通りである。すでに説かれているよう

別があって、他類とは用法上区別されて いることを 明らか にし

た。次いで、橋本進吉氏は、龍麿の「仮字遣奥山路」を再調査さ

uの五母音のほかに、中舌的母音のi・e・oの三母音があり、合に基づくもので、奈良時代の母音組織は、現在のi・e・a・o・た十二音及びその浊音における仮名の区別は、各音の母音の相違れて、更に発展させて、集大成し、右の仮名遣におけるエを除いれて、更に発展させて、集大成し、右の仮名遣におけるエを除いれて、更に発展させて、集大成し、右の仮名遣におけるエを除いれて、更に発展させて、集大成し、右の仮名遣におけるエを除いれて、

果についての説明は省略することにして、論述の過程において必由音に両類の仮名の区別が生じており、語や語法上の相違を表わしていることを実証された。橋本氏のこの研究を基礎として、この方面の研究は更に展開し発展して、現在の研究を基礎として、この方面の研究は更に展開し発展して、現在の研究を基礎として、この方面の研究は更に展開し発展して、現在の研究を基礎として、この工程音の形成されており、語や語法上の相違を表わせて、語での工程音の形成という。

要に応じて引用することにする

奈良時代の末頃までは、前述の八母音から構成された母音組織 奈良時代の末頃までは、前述の八母音から構成された母音組和 の現象は、具体的にはどういうものであるか。従来の諸説を批判 をしていた。母音調和の現象の存在を否定する説もあるが、単な る母音同化ではなくて、少なくとも弛緩した母音調和の現象が存 在していた。母音調和の現象の存在を否定する説もあるが、単な る母音同化ではなくて、少なくとも弛緩した母音調和の現象が存 をしていたことは認めてよい。それに伴い母音調和の現象が存 がほば保たれていたのであるが、それに伴い母音調和の現象が存 がはば保たれていたのであるが、それに伴い母音調和の現象が存 がはば保たれていたのであるが、それに伴い母音調和の現象が存 の現象は、具体的にはどういうものであるか。従来の諸説を批判 の現象は、具体的にはどういうものであるか。

に共存するととが無い。 第一則 甲類のオ列音と乙類のオ列音とは、同一結合単位内

はあり得ない。音節の結合単位に於て、そのオ列音は乙類のもので音の結合単位に於て、そのオ列音は乙類のもので第二則、ウ列音と乙類のオ列音とは、同一結合単位内に共存

析する方針として述べられたことを要説すれば、でいへば語根又は語幹に略相当する」と述べ、語を結合単位に分でいへば語根又は語幹に略相当する」と述べ、語を結合単位に分すの法則中の「結合単位」については、有坂氏は「普通の言葉第三則 ア列音と乙類のオ列音とは、同一結合単位内に共存

別 协同はその各谷と一吉合単立したる。下生协同は接着され、すべて複合語は、その構成要素に分析する。その上で、

③ 形容詞の中、所謂久活用は、その語幹を結合単位シク活サブ・ナフを含むものの外、すべて単純動詞と同様に扱ふ。② 動詞はその語幹を一結合単位とする。派生動詞は接尾辞

・タノ・ヨロだけで意味をなすかどうか疑はしいから、トモとし、トモシ(羨)タノシ(楽)ヨロシ(宜)の如きはトモ如きは、コホ(恋)・トキ(時)・トホ(遠)を一結合単位

用の中、

コホシ(恋)トキジ(非時)トホトホシ(遠々)

言を作るもの以外はすべて一結合単位とみなす。 尾はすべて結合単位に入れない。(5) 接頭辞・接尾辞は、用 シ・タノシ・ョロシを一結合単位とする。(4) 用言の活用語

有坂氏が、普通の言葉では語根又は語幹に略相当する構成要素

較すべき親族語を有しない言語においては、言語史的に語根・語分に明らかにされておらず、したがってその祖語が不明のため比くてはならない。日本語のように、言語系統が言語学的に未だ十くてはならない。日本語のように、言語系統が言語学のに未だ十くてはならない。日本語のように、言語系統が曖昧であり、語根のを結合単位と呼んだのは、語根という名称が曖昧であり、語根のを結合単位と呼んだのは、語根という名称が曖昧であり、語根の

の音節結合の法則を批判していきたいと思う。

献時代になると、表記字面が固定化され易い語、たとえば地名、代の音韻組織と音節結合の法則に支配されて変容する。また、文代の音韻組織と音節結合の法則によって構成された結合単位は、後の時韻組織と音節結合の法則によって構成された結合単位は、後の時間組織と音節結合の法則は共時論に属する。語乃至語の構成しかるに、音節結合の法則は共時論に属する。語乃至語の構成

語源を研究することは不可能である。(4)

物乃至痕跡と見ることができる可能性が十分にあることを考慮す るものが存在することが考えられる。 は、音節結合の事象を考察するばあい、たえず銘記すべきである。 てその音韻組織に 基づく音節結合の 法則も 崩壊期 であったこと 心にした古代日本語は、その音韻組織の崩壊期であり、 とが伴うことを考慮しなくてはならない。しかして、八世紀を中 の相違によって漢字音が表記している国語の音価にも変遷と差異 べきである。また、漢字音で表記されている以上、時代と表記者 見れば、異例や誤りと見られる事例も前代の音節結合の法則の遺 時代)を中心にした古代日本語に見出される音節結合の法則より のまま表記され、または多少変容した形の中に痕跡をとどめてい いては、前代の音韻組織及び音節結合の法則による結合様式がそ 信仰等に重要な意味をもつため、伝誦された古語や章句の語にお 以上述べた音節結合の法則について、私見に基づいて、 したがって、八世紀 したがっ

人名その他の固有名詞、特定の社会集団の歴史、生活史・宗教

1 菱奈久羅乃布等多麻斯岐乃彌己等 繡帳銘

2 賦登麻和訶比賣命 懿徳記

3 佐久羅韋等由良宮 露盤銘

4 櫻井等由羅宮 丈六銘

5 登由宇気神 神代記下

7 奴那登母々由良爾(二例)神代記6 余奴臣 上宮記逸文

8 葛城長江曽都毗古 孝元記

9 葛城之曽都毗古之女 仁徳記・履中記

10 旦波之大縣主名由碁理 開化記

11 多遅摩母呂湏久? 応神記

12 阿佐米余玖? 神武記

帳銘の「布等」は記紀の「太」に相当する訓を字音仮名で表記し徳法王帝説」にその全文が採録されているのを見れば、繡等多麻斯岐乃彌己等」は、繡帳銘の原字面をそのまま伝写したも実証されることはいうまでもない。したがって、「麹奈久羅乃布実証されることがいるのと見て誤りがない。しかして、同名が、古事記に「沼倉太玉敷のと見て誤りがない。しかして、同名が、古事記に「沼倉太玉敷のと見て誤りがない。しかして、同名が、古事記に「沼倉太玉敷のと見て誤りがない。しかして、高名が推り、直のである。

字音仮名で表記した事例と見ることができる。のようにも云ったのであろう。したがって、「賦登」は「太」をのようにも云ったのであろう。したがって、「賦登」は「太」をることができ、太真稚彦の女であるところから、飯日媛を古事記

註に「一云、磯城縣主太真稚彦女飯日媛也」の飯日媛と同人と見

よう。 を構成した事例と見ることができる。 豊浦は「とユラ」と読まれていたことは確実である。とすると、 國加毛郡半布戸籍にも「次、止由良賣」が見える。 て「マツラ」と読んでいたのと同じである。なお、大寶二年御野 代も和名類聚抄の巻五に「松浦萬豆」とあって、 葉集に麻都良・末都良・麻通羅・萬通良などと表記され、平安時 る。推古紀の「豊浦」は漢字の訓によって表記したもので、 め中国の古文献に、末盧・末羅などと記され、古事記に末羅、 土記・万葉集などに見える肥前の「松浦」が、魏志倭人伝をはじ ユラ」と読むべきものであることは確かである。それは、肥前風 「等由良(羅)宮」の「とユラ」は、結合単位と見ることができ (3)佐久羅韋等由良宮 推古紀に「豊浦宮」とあるのと同一であることは明らかである。 したがって、「とユ」は乙類オ列音とウ列音とが結合単位 (4) 櫻井等 由羅宮の 「等由良 「松浦」と記し したがって、 (羅) 宮_

ろう。しかして「登由宇気」の「登由」は「豊」であるから、上、は「豊宇気毘賣神」とある豊宇気と同語と思われる。したがってに「豊宇気毘賣神」とある豊宇気と同語と思われる。したがってに「豊宇気毘賣神」とある豊宇気と同語と思われる。したがってに「豊宇気毘賣神」とある豊宇気と同語と思われる。したがってに「豊宇気毘賣神」とある豊宇気と同語と思われる。したがってに「豊宇気毘賣神」とある豊宇気と同語と思われる。したがってに「豊宇気毘賣神」とある豊宇気と同語と思われる。したがってに「豊宇気毘賣神」とあるから、上

②を除いては、すべて「布刀」「布斗」で表記されて、甲類仮名

「刀」「斗」となっている。

「賦登麻和訶比賣命」は、

上代ではすべて甲類の仮名で表記されている。

古事記において

②賦登がいずれも乙類の「等」「登」で表記されている以外はていることは明らかである。しかるに、「太」は上記の⑴布等

位を構成する一事例と見ることができる。かである。したがって「登由」は乙類オ列音とウ列音とが結合単代においては「とユ」とも「とよ」とも発音されていたことは確

で、参考のために掲げた。「余」が乙類であることはいうまでもで、参考のために掲げた。「余奴臣」もその一つと思われるのり下らない時代のものとは云い難いが、なお原本の字面を伝えてり下らない時代のものとは云い難いが、なお原本の字面を伝えてりたない時代のものとは云い難いが、なお原本の字面を伝えてりたらない時代のものとは云い難いが、なお原本の間に原字と交述義九に見える引用文である。この文には、転写の間に原字と交述義九に見える引用文である。上宮記逸文は「釈日本紀」の余奴臣は、上官記逸文に見える。上宮記逸文は「釈日本紀」の余奴臣は、上宮記逸文に見える。上宮記逸文は「釈日本紀」

ろ」、擬音を表わす「ユラ」の上にそれぞれ接頭辞「モ」「も」の神代紀上の一書の訓註に「瑲竜山云双儺等母母由羅爾」とある。したがって、古事記の二例が見える、すとし前の三貴子の分る。したがって、古事記の二例が見える、すとし前の三貴子の分る。したがって、古事記の二例が見える、すとし前の三貴子の分る。したがって、古事記の二例が見える、すとし前の三貴子の分る。したがって、古事記の二例が見える、すとし前の三貴子の分る。したがって、古事記の二例が見える、すとし前の三貴子の分る。したがって、古事記の二例が見える、すとし前の三貴子の分る。したがって、古事記の二例が見える、すとし前の三貴子の分る。したがって、古事記の二例が見える、すとし前の三貴子の分る。したがって、古事記の二例が見える、すとし前の三貴子の分

位内に共存する事例の一つということができよう。とだ古事記ではが付き、下に助詞「に」が付いたものであろう。したがって、古事記の「母由良」は、乙類オ列音とウ列音とが同一結合単ならない。しかしながら、「もユラ」「モそろ」の「ラ」「ろ」ならない。しかしながら、「もユラ」「モそろ」の「ラ」「ろ」ならない。しかしながら、「もユラ」「モそろ」を一つの結合単位と見るべきであろう。したがって「もユウ」「モそろ」を一つの結合単位と見るべきであろう。ただ古事記ではが付き、下に助詞「に」が付いたものであろう。ただ古事記ではが付き、下に助詞「に」が付いたものであろう。ただ古事記ではが付き、下に助詞「に」が付いたものであろう。

(産) こうま別に引き、答言によいである。(切の「由碁理」の「碁」は乙類であり、「曽都毗古」や「等由であるが、乙類オ列音とウ列音とが結合単位を構成する事例と見であるが、乙類オ列音とウ列音とが結合単位を構成する事例と見いるが、乙類オ列音とウ列音とが結合単位を構成する事例と見いる。

誤写したものであり、「瓊な音も、揺に」の意であるとする説が「ケーダ那登母々由良爾」は、「母」はもと一字のものを二字に

ある。しかし、二例とも「母々由良爾」となっており、更に書紀

(2)阿佐米余玖は「朝目吉く」を字音仮名で表記したとする説が結合単位内に共存するものと見ることはできないようである。人であろう。書紀の字面から推せば、「母呂澒久」は「もろ・ス人であろう。書紀の字面から推せば、「母呂澒久」は「もろ・ス人を過過遅降呂湏久は、書紀の垂仁紀に但馬諸助と見える人と同良(羅)」の事例と同じく考えてよいであろう。

語尾までは及ばないから、事例とはならない。連用形であり、古代日本語における母音調和の現象は用言の活用比較的妥当と思われる。とすると、「余玖」は形容詞「よシ」の四に米余玖は「朝目古く」を字音仮名で表記したとする説が

表示し、共にそのままで形容詞的修飾語として体言を修飾すると示し、⑸「登由」も神名中の結合単位とはいえ、「豊」の概念を(①布等②賦登は人名中の結合単位とはいえ、「太」の概念を表

ところで、前述したように、「豊」が「とよ」と読まれるばあところで、前述したように、「豊」が「とよ」と読まれるが確実性して tōjura の u も、前例から推して中舌的母音であった。地名のたりはない。「母由良爾」の「母由良」も三音節の結合単位と見られる。しかの tōjura の u も、前例から推して中舌的母音であった。地名のの tōjura の u も、前例から推して中舌的母音であった。地名のたりであったと思われる。後舌的 u ではなくて、中舌的 ü であったがい。「母由良爾」の「母由良」も三音節の結合単位と見るべはない。「母由良爾」の「母由良」も三音節の結合単位と見るべはない。「母由良爾」の「母由良」も三音節の結合単位と見るべきものであったことはすでに述べた。したがって、mōjura の u きものであったことはすでに述べた。したがって、mōjura の u さいがしまりのはいる。

表示する二音節乃至三音節の語幹に乙類オ列音とウ列音とが共存としては除外すべきものとも考えられるが、事象の性質の概念をのように意味・語源共に不明な固有名詞は、有坂氏のように資料余奴・曽都・由恭理等の結合単位の意味も語源も不明である。この余奴臣 89曽都毗古 ⑩由碁理はいずれも人名であるが、

後述にゆずることとする。する事例があるので、ここでは一往参考資料として掲げ、

詳細は

乙類オ列音とウ列音とが同一結合単位内に共存する以前の事例 こ類オ列音とウ列音とが同一結合単位内に共存する以前の事例 と思われる神名、人名に、古語や古音を伝えるために撰進者のしく思われる神名、人名に、古語や古音を伝えるために撰進者のしく思われる神名、人名に、古語や古音を伝えるために撰進者の大安万侶が仮名書にしたと思われる古語に限られていることは、大安万侶が仮名書にしたと思われる古語に限られていることは、大安万侶が仮名書にしたと思われる古語に限られていることは、大安万侶が仮名書にしたと思われる諸風土るのである。なお、奈良時代に原形が成立したと思われる諸風土るのである。なお、奈良時代に原形が成立したと思われる諸風土るのである。なお、奈良時代に原形が成立したと思われる諸風土のである。なお、奈良時代に原形が成立したと思われる諸風土るのである。ま・許はいずれも乙類であるから、乙類オ列音とウ列音とが共存する二音節の結合単位と見ることも許されよう。このばあい、合せて考慮すべきである。

> töju の現象が見られ

び変遷を考察することが要請される。

上代でも初期の頃に、töjö(豊)<

二法則は、中舌的ると後舌的ロとの音節結合に関しては妥当であることに基づくと解するのが自然である。したがって、中舌的は後舌的ロと結合単位内に共存する事例におけるウ列音の母音もるに近い中舌的ロと結合単結合単位内に共存したのではなく、中舌的が中舌的ロと結合単結を構成したのである。したがって、中舌的が中舌的ロと結合単位を構成したのである。したがって、中舌的の同一結合単位を構成したのである。したがって、中舌的の同一結合単位を構成したのである。したがって、上代の初期ることも奈良時代までは同一結合単位を構成したのである。したがって、上代の初期ることは表づくと解するのが自然である。したがって、上代の初期ることは表づくと解するのが自然である。したがって、上代の初期ることは表づくと解するのが自然である。

る。

ものである。

存する若干の事例が見られるのは、 乙両類の区別が認められる「モ」が、 期は、すでに母音調和の現象の崩壊期に臨んでいた。古事記に田 たが、音声的には未だ痕跡として残存していた。が、音韻的には 舌的üは後舌的uに吸収されて、音韻的には区別がなくなってい 思われる。 上代の初期に限り、乙類オ列音とウ列音とが同一結合単位内に共 ることは、 には認められなくなり、奈良時代の末期に近づくにつれ、オ・ィ えられる。つまり、史前日本語時代から古代日本語時代への変響 にはウ列音にも後舌的母音と中舌的母音とが存在していたものと ェ各列の音で甲乙両類の区別ある音の間に混同が多くなってい 文献に現われた古代日本語の時代は、 の時代に比して、 それが文献時代の古代日本語時代当初には、 周知の通りである。このような崩壊過程を考慮すると 母音調和の現象は緩かになっていたと考 史前日本語 書紀・万葉集その他の文献 前代の史前日本語 (史前国語) すでに中 (史前 時代

当性を欠き、殊に「就中」以下の後文は妥当でないことを述べた当性を欠き、殊に「就中」以下の後文は妥当でないことを述べたまる。泉井久之助氏は、すでに古代日本語の前代には、後舌的母音はに対し、中舌的母音*ůが存していて、少なくとも前代の母音がって、私見は泉井氏のお説の敷衍に過ぎないが、筆者は、有坂がって、私見は泉井氏のお説の敷衍に過ぎないが、筆者は、有坂がって、私見は泉井氏のお説の敷衍に過ぎないが、筆者は、有坂がって、私見は泉井氏のお説の敷衍に過ぎないが、筆者は、有坂郎を決定する鍵が蔵されており、音節結合に関するすべての資料即を決定する鍵が蔵されており、音節結合に関するすべての資料の大部とい時代の表記字面を伝言語史的観点に立って考察することによって、有坂第二則は妥当によって表際することによって、有坂第二則は妥当でないことを述べたり、中間は、大田の後文は妥当でないことを述べた。

地名の古音の保存に留意したものと考えられる。 地名の古音の保存に留意したものと考えられる。 いずれにしても、
前述のような四つの解釈が生ずるからである。いずれにしても、
市立濱」とあり、楯縫郡の条には「許豆乃社「許豆社」「許豆嶋」「
京」とあり、楯縫郡の条には「
済立」とあり、楯縫郡の条には「
済立」とあり、楯縫郡の条には「
済立」とあり、楯縫郡の条には「
済立のような固有名詞には、
また祖先から伝えられている地名・神名のような固有名詞には、
また祖先から伝えられている地名・神名のような固有名詞には、
また祖先から伝えられている地名・神名のような四つの解釈が生ずるからである。いずれにしても、
神名の古音の保存に留意したものと考えられる。

も音韻的にはすでに後舌的uに吸収されたౣu系統のuとは、二日本語時代に存在していたと推定され、文献時代には、少なくと古代日本語時代でも、はじめの古い時には乙類オ列音と、史前

に表記された結果、

乙類オ列音と
の列音とが同一結合単位に共

必要はなく、資料として一往考慮されてよい。くとも二音節の結合単位内に共存する事例は、必ずしも除外するができる。したがって、固有名詞の意味や語源が不明でも、少な音節の結合単位内でも共存することができたことは、認めること

「大日本古文書」第一巻の正倉院文書の当時の戸籍中に、次の

- 11三頁: (1) 己都賣 大寶二年十一月、御野國本寶郡栗栖太里戸籍:
- ② 久曽賣 大寶二年、筑前國嶋郡川邊里戸籍、一〇二頁
- (3) 調乎具祖 天平十三年巻二、三〇六頁、天平十一年巻二

(4) 許牟麻呂(2)に同じ戸籍

一〇二盲

) 止由良賣 大寶二年十一月 御野國加毛郡半布里戸籍、 布与賣 養老五年、下總國葛餝郡大嶋郷戸籍、一三〇頁

て差し支えなかろう。
右の事例は、一往乙類オ列音とウ列音との結合単位の事例と見

七一頁

四五頁四五頁大寶二年十一月、御野國各牟郡中里戸籍、

(8) 目与頂賣 同

七〇頁

御野國加毛郡半布里戸籍

一二三頁(9) 伊止甫賣 大寶二年、筑前國嶋郡川邊里戸籍、一○七・

右の事例は自分の調査に基づいて、筏勲氏の労作を参照した。 (?) の 平志許夫賣 同 一三〇頁

> のとして試みに掲げる。 適例とはいいがたいが、人名という点において結合単位をなすも 右の事例は「賣」を除いた部分の構成要素が不明であるので、

人名における乙類オ列音とウ列音との共存の事例は、養老五

糞)と見てよい。書紀には神代紀上の一書の註に「送糞。此云倶久曽」は、小屎賣(小屎賣(大寶二年、豊前)と対比するに屎(則が残存していたかと思われる。久曽賣(大寶二年、筑前)の「則が残存していたかと思われる。久曽賣(大寶二年、筑前)の「追随的傾向があるため、奈良朝の初期までは、古い音節結合の法の下總國の事例以後は見当らないようである。人名には保守的・

たと見ることができる。つまり、乙類オ列音と史前日本語時代のちであるが、註に見えていることは、書紀編纂者によって註されは、神代紀に見えているから、「久僧」よりも古いと考えられが紀十八年十月の条に「錦織首久僧」は乙類である。「俱蘇」の方蘇麻屢」とある。蘇は甲類である。しかるに、同じく書紀の推古

て、推古紀の人名の久僧は、人名なる故に資料の表記字面を伝えソは、乙類から甲類に転じていたと考えることができる。しかしある。したがって、おそくとも養老頃までには、「糞(屎)」のある。しかして「祖」は甲類であり、日本書紀の完成は養老四年で小屎とも書かれているが、いずれも天平十三年に記されたもので小屎とも書かれているが、いずれも天平十三年に記されたもので

準語音に基づいて表記したものと考えられる。③の調乎具祖は調

* 逍系統のウ列音とが結合単位を構成しなくなった編纂当時の標

類の假名で表記されている方が、古音と見ることができよう。寶二年の 筑前國戸籍や 推古紀十八年に見 える人名のように、ァ

ているものと見られ、神代紀の久蘇の方よりも、

、糞(屎)の古音

を伝えているものと思われる。したがって、糞(屎)のソは、

音とが共存する事例として、次のような語を掲げられている。 有坂氏は、三音節以上の結合単位において、乙類オ列音とウ列

葉)・保等登藝須、(霍公鳥―万葉) 釧―万葉)・伊灘武斯廬(席―書紀)・於余頭禮(妖言―万登夫佐(朶 ― 万 葉)・宇斯呂傳(後―古事記)・久之呂(

が共存する確実な事例は見出すことができない。が共存する確実な事例は見出すことができない。回じある。」と述べられているが、「登夫佐」を除いては、二つのである。」と述べられているが、「登夫佐」を除いては、二つのである。」と述べられているが、「登夫佐」を除いては、二つのである。」と述べられているが、「登夫佐」を除いては、二つのである。」と述べられているが、「登夫佐」を除いては、二つのである。」というかはいていて、有坂氏は「これらはいづれも果して分

計

山田孝雄氏「『華厳文義要決・東大寺諷誦文』解説」

節結合の法則について」二頁有坂秀世氏「上代音韻攷」所収「古事記に あらはれる音有坂秀世氏「國語音韻史の研究」増補新版」一〇三―四頁

4 泉井久之助氏『言語民族学』所収「日本語における『語根

』の観念」一二七頁

5 前出「國語音韻史の研究」一〇五頁

二〇頁 氏「上代 日本語に おける 母音組織と 母音交替」一〇一八―

「京都 大学 文学部 五十周年記念 論文集」所収泉井久之助

8 前出「国語音韻史の研究」─○八頁 で勲氏「正倉院文書、大寶養老戸籍の人名語の索引」()(二)

有坂第三則は、「ア列音と 乙類の オ列音 とは、同一結合単位 有坂第三則は、「ア列音と 乙類の 古代日本語における八種 の結合状態を調査し、これらの結合状態と乙類オ列音とア列音との結合状態を調査した後に、はじめて乙類オ列音とア列音との結合状態をおび乙類オ列音と自己を含めての古代日本語における八種 そこで、乙類オ列音と自己を含めての古代日本語における八種 そこで、乙類オ列音と自己を含めての古代日本語における八種 の母音及び区別のないイ・エ・オ各列音とが結合単位を構成する の母音及び区別のないイ・エ・オ各列音とが結合単位を構成する が態を考察する。

乙類オ列音の母音 o が自らの母音音節だけで二音節上の結合単 とは、乙 o 中 o とは同一結合単位内に共存しないといわれている。 は、乙 o 中 o とは同一結合単位内に共存しないといわれている。 しかして、奈良時代までに成立した文献、または文献の遺文と推 しかして、奈良時代までに成立した文献、または文献の遺文と推 しかして、奈良時代までに成立した文献、または文献の遺文と推 しかして、奈良時代までに成立した文献、または文献の遺文と推 しかして、奈良時代までに成立した文献、または文献の遺文と推 しかして、奈良時代までに成立した文献、または文献の遺文と推

大御伴人佐伯部等始祖阿我乃古(人名· 播磨 風土記佐伯直阿俄能胡(人名·仁德紀)

鳥籠之山(地名・「とコのヤマ」万葉巻四ー四八七)

近江國伊香郡與胡郷(地名・近江國風土記逸文)鳥籠山(地名・同、巻十一―二七一〇)

これら「阿俄能胡(阿我乃古)」「鳥籠」「與胡」のわずか三

籍帳および養老五年下總國戸籍帳に次のような事例が見える。 されたものかも知れない。また、固有名詞の成立には、音節結合 有名詞が成立した当時は、語源的に二つ以上の構成要素から構成 とすべきものであろう。しかして、「とり」の「と」は、「とブ 事例とすることはできない。万葉集の「鳥籠之山」「鳥籠山」の の法則を離れて、自由に独自の結合が許されたとも考えられる。 」と「コ(籠)」との複合語であるかも知れないが、やはり不明 つの事例も語源は不明と見るよりほかなく、したがって、確実な 「大日本古文書第一」所収の正倉院文書中の大寶二年の御野國戸 (飛)」の「と」と語源的に関係があると思われる。これらの問 「鳥籠」は、その表記字面が表わす通りの「とり(鳥)」の「ょ

1 次古与売 少 女 三八頁 大寶二年十一月 御野国本實那

々里戸籍 四二頁 鬼舌与 年十一 平極太里戸籍 三元 寄人阿比古余売 同 同 同国屑県郡肩 同

3

四二寅

猪手壳児秦人古与壳

同

同国加毛郡半

2

古与壳孫牟下津酒井壳 小十 戸主母縣主族古与売 同 同 同 七三頁 七三頁

同

6

7 大島郷戸籍 二二三頁 女孔王部古与理売、年拾壱歳、小女 女孔王部古与理売、年参歳 養老五年下総国葛飾郡

同

同

8

註、古与理売の姉に 与理売」がある。 「与理売」、妹に「真与理売」

一若

従父妹孔王部古与理売、年弐拾陸歳 同 同

10

妹孔王部古呂売、年弐拾捌歳

同

凬

11

二三三頁 妹孔王部古呂売、年参拾弐歳 丁女 同 同

12 孔王部古麻呂、年壱歳、緑児、上件一口、古呂売男

同 二三三頁

妹藤原部真目乃古壳、年弐拾壱歳、

同

同國倉麻郡意布

郷戸籍、二九四百

13

14

右の人名がすべて女性の名であることは注目すべきである。

妹藤原部壳乃古壳 年拾奖歳、次女、同、同、二九四頁

与麻呂」が見える。以上の名の構成要素を対比すれば、甲類の 売」「真万売」が見え、同国加毛郡半布里の石部三田の戸口に の国造大庭の戸口に、2の「古与」と共に「小万」「万売」「小万 売」の「古」も同じ接頭辞と思われる。1の「古与売」と同戸に 的、愛称的接頭辞であろう。また1から6までの「古与」「古与 若与理売」があることから、「古」は「小(甲)」の意で、美称 かして、8の「古与理売」の姉に「与理売」、妹に「真与理売」「 | 「古手売」「姉売」「古姉売」がある。更に同国肩県郡肩々里 「古虫売」があり、同里の刑部稲寸の戸口に「手古売」「手尓売

を表わす「小」「古」中、上についたものは愛称、美称の接頭辞

で、下についたものは「児」の意味を表わすものであることが明で、下についたものは「児」の意味であることがつきまた。 「姉」「方」にあることが知られる。したがって、「古与」にあることが知られる。したがって、「古与」は児の意味で中心的意味を表わしており、それに親愛を表わす接尾辞「ろって中心的意味を表わしており、それに親愛を表わす接尾辞「ろって中心的意味を表わしており、それに親愛を表わす接尾辞「ろって中心的意味を表わしており、それに親愛を表わす接尾辞「ろって中心的意味を表わしており、それに親愛を表わす接尾辞「ろって中心的意味を表わしており、それに親愛を表わすものである。したがって、「古与」は足の意味での戸籍の女性の名は、乙類オ列音と甲類オ列音とが同一結合までの戸籍の女性の名は、乙類オ列音とはできない。

全くないということができる。

全くないということができる。

全くないということができる。

全くないということができる。

全くないということができる。

全くないということができる。

全くないということができる。

)・イごのフ (期尅)シのブ (忍) イとコ

無我夢中に執心する)?・シのキハ(矢の一種?)?

イとフ(厭)・イのル(祈)・イどム(挑

試みにその一部を挙げることにする。成している事例は多いので、あえて事例を挙げる必要はないが、成している事例は多いので、あえて事例を挙げる必要はないが、

つ(一つ)・オギろ(頤)・ホととギス(覆公鳥)?・ミとキ(時)・ヒと(人)・ヒろ(広)・よヒ(宵)・ヒと一、甲乙両類の区別があるイ列音との結合

の(美能―大日本古文書―蓑)・のミど(能美等―華厳経

右のうち、「アキジこり」「シこり」の「り」は動詞の活用語右のうち、「アキジこり」「シこり」の「り」は動詞の活用語を見られ、「オよシヲ」は諸説があるが定説がないので、事例尾と見られ、「オよシヲ」は諸説があるが定説がないので、事例尾と見られ、「オよシヲ」は諸説があるが定説がないので、事例尾と見られ、「アキジこり」「シこり」の「り」は動詞の活用語右のうち、「アキジこり」「シこり」の「り」は動詞の活用語右のうち、「アキジこり」「シこり」の「り」は動詞の活用語

前出の「ムシろ」「クシろ」「ウシろ」等の「ろ」は、すでに

よモぎ(余母疑―逢―万葉巻十八、四一一六)のみ(助詞)・ホモき(蔓椒此云褒曽紀、皇極紀三年)、乙類オ列音と乙類イ列音との結合の事例は非常に少ない。

ある。地名・人名の固有名詞にもと分析すべきものと思われるから、確実な事例は「のみ」だけで占の「ホそき」「よモぎ」は恐らく「ホそ・き」「よモ・ぎ」

)・伊等尾(人名、播磨風土記)・興曽紀(地名、出雲風土記志許斐山(地名、出雲風土記)・興曽紀(地名、出雲風土記)・

見て差し支えあるまい。
おの三例が見出されるぐらいで、語源も不明なので、分析できなの三例が見出されるぐらいで、語源も不明なので、分析できなの三例が見出されるぐらいで、語源も不明なので、分析できなの三例が見出されるぐらいで、語源も不明なので、分析できなの三例が見出されるぐらいで、語源も不明なので、分析できなの三例が見出されるぐらいで、語源も不明なので、分析できなの三例が見出されるぐらいで、語源も不明なので、分析できなの三例が見出されるぐらいで、語源も不明なので、分析できなの三例が見出されるぐらいで

語基母音の相違と見るべきである。したがって、「シケ・とシ」結合単位と見ておられるが、「シケ」は「シコー醜―」と同語源で見当らない。有坂氏は、「シケこし―醜―」の「シケこ」を同一乙類オ列音と甲類エ列音とが同一結合単位内に共存すを事例は

も僅少である。 次に乙類オ列音と甲乙両類の区別がないェ列音との結合の事例・ろ・キ」と分析すべきであろう。

「とネリー止尼利、舎人」(大賓二年御野国味蜂群春日里戸籍)とネリーの事例は、戸籍帳中の人名であるが、舎人の仮名書であろう。「とレー此ー」「そネー其根ー」「そネめー其根芽ー」などは、奈良時代の語意識では、「こ・レ」「そ・ネ」「そ・などは、奈良時代の語意識では、「こ・レ」「そ・ネ」「そ・は、、この語の仮名書の事例がないので、「モ」が甲乙いずれには、、この語の仮名書の事例がないので、「モ」が甲乙いずれには、、この語の仮名書の事例がないので、「モ」が甲乙いずれには、、この語の仮名書の事例がないので、「モ」が甲乙いずれには、この語の仮名書の事例がないので、「モ」が甲乙いずれには、この語の仮名書の事例がないので、「モ」が田子のと見られるから、「モ」が母音調和したものとすれば、「ころ」は乙類であるが、「ネ・モころ」と分析すべきものであれば、たとい「モ」が乙類であるにせよ、本来的には乙類オ列音と甲乙の区別がないが乙類であるにせよ、本来的には乙類オ列音と甲乙の区別がないが乙類であるにせよ、本来的には乙類オ列音と甲乙の区別がないるが、「ネ・モころ」と分析すべきものであれば、たとい「モ」が記述されているが、「ネ・モころ」と分析すべきものであれば、たとい「モ」が記述されている。

固有名詞には次の例が見出される。

そネ―曽尼村、常陸風土記行方郡―」・「そネ―曽尼之駅、」・こセ―「巨勢・許勢・居勢・起勢、氏名・地名―」・「名、天武紀」「ハタのこへマろ―秦許遍麻呂、人名、万葉―「ヲそネ―嗚贈禰、地名、 顕宗紀」・ 「そネ―曽禰連、人

同風土記同郡―」・「そネ―曽禰連麿、人名、播磨風土記讃

巨勢」「許勢」等を氏または名に有する氏名の事例が多く見 なお、大寶二年以後奈良時代の正倉院文書には、「曽禰」一

することにした。 えているが、いたずらに紙面を浪費することになるので省略

などが見えているが、それも「そネ」「こセ」「こへ」に限ら

のないエ列音とが結合単位を構成することは至って稀である。

れている。したがって、固有名詞を入れても、乙類オ列音と区別

極めて少ない。「こめ一米、皇極紀―」の外に、「ホとけ(保止 乙類オ列音と乙類エ列音とが同一結合単位内に共存する事例も

連之子」と分註にある渠毎、天武紀元年秋七月壬子の条に「高市 合せて三例となる。孝徳紀白雉四年五月の条に「安達、中臣渠毎 気)―仏、仏足石歌碑―」「こけ(己気)―歌経標式」がある。

縣主許梅」の許梅は、いずれも米を名としたものと思われる。更

に正倉院文書の上代の戸籍帳に、 小止目売(大寶二年十一月、御野国加毛郡半布里戸籍

目与湏売 (同

例が見当たらない。乙類オ列音と乙類エ列音とが同一結合単位内 事例とは言いがたい。奈良時代の諸風土記及びその逸文には、事 が見えているが、人名であり、語意も判然としないので、確実な

ならない。 母音調和を忌避する性質があったことに基いていると見なくては に共存する事例が甚だ僅少であることは、乙類 6 と乙類 6 とが

らとaとの結合事例も多くないが、乙類オ列音相互の結合以外

の他の母音との結合事例に比して最も多い。 固有名詞以外の語と固有名詞との事例に分けて掲げると、

推古遺文及び古事記以前

固有名詞

麻里古王(上官太子系譜、二例

登陀流 神代記 本文

登賀米受而 神代記

古事記

神代記

阿曾 奴那登(分析すべきか

歌謡

宇知能阿曽

多智曽婆

麻呂賀知 応神記

固有名詞

本文 伊許婆夜和気命

曾婆訶里 麻呂古王 (隼人名)

袁麻呂古干

夜麻登々母々��売命

天吉葛此云阿摩能與佐図羅一云與曽豆羅

神代紀上

本文

俗呼父為柯曽 仁賢紀 號濱藻謂奈能利曽毛

歌謡 多知曾感 葉木國此云播挙短爾 神代紀

摩曽祁 景行紀

巻十五

可良等麻里

2425 3670

強田山

(強田は「木旗」とも表記されているか

ら「こ(乙)ハタ」と見ることができる)

多能彌 鳥呂餓瀰 舒明紀 推古紀

摩呂餓智

應神紀

固有名詞

本文 日本此云耶麻騰 摩呂古(人名・継体紀) 神代紀上

阿都(地名·用明紀)

麻多能鳥(人名・垂仁紀) 阿俄能胡(人名・仁徳紀)

歌謡 豫佐瀰 應神紀

餘佐(地名·雄略紀)

巻十一 2512 足音(「音」は乙類「オと」であるから、足音

199 安騰毛比 は「アと」と推定される)

413C 多能無 登賀米

90

188 常登婆爾

3630 也杼里

1428

屋外

屋杼禮里

固有名詞 名凝?

奈騰?

1035 田跡河 木旗

148

巻十三 3346 十羽

1757 鳥羽

巻十五 3688 3165也麻等(他に夜麻登・山跡・山常) 飛幡之浦

諸国風土記 (奈良時代の成立又は奈良時代の遺文と推定され るもの)

多乃毛社(出雲·意宇郡)

麻跡里 筑紫久麻曽國(播磨·鹿児郡 古志國佐與布(出雲・神門郡) • 餝磨郡

夜麻等(丹後・逸文)

與謝郡(丹後・逸文) 固有名詞以外の語には事例が見当らない。

正倉院文書(但し、大寶二年より寶亀三年まで) 奈乃(能)理(利)曽(この事例多し)

奈能僧(天平寶字六年十二月・同閏十二月・巻十六)

固有名詞 知麻止波夜?(年紀闕・巻二五)

己麻人(大寶二年、

御野國、

味蜂郡春部里戸籍·巻一

加止利売(同)

加良止麻利山 (天平十九年・巻二)

丹後國与射郡 (天平九年・巻二)

夜登女(同年 米葉女(天平勝寶二年・巻三)

同巻

矢田部与佐万呂(天平寶字六年・巻十六) 甲斐國巨麻郡 (天平寶字六年・巻十五

阿刀造与佐美(天平勝寶五年、 天平 寶字 二年 同巻二

与佐売(天平五年、右京計帳、巻一) 伊豆加与(天平寶字元年、巻二五)

例から除くべきであることについては、前に述べた。 明なものでも掲げることにした。「余良斯(神武記)」を事 であるが、乙類オ列音とア列音とが直接しているものは、不 多い。固有名詞は、その語構成や語源が不明なものが大多数 したが、表記用字に相違があるものは、参考に掲げたものも 右の事例においては、二つ以上の同例は原則として一例を示

当らなかったのである 指摘された如く、同一結合単位内に共存する確実な事例は全く見 甲類u・eとはもちろんのこと、乙類i・eとも避ける傾向が強 の他の母音とは結合単位を構成することには消極的母音であり、 これまでに見て来たように、乙類オ列音の母音らは、自己以外 甲類のとは絶対的に結合単位を構成することなく、有坂氏が

音であり、ア列音がイ列音より多いのである。一方、ア列音は自 乙類オ列音が比較的に結合単位を構成する音は、ア列音とイ列

> うな見方に従えば、ロはある程度中性母音の性格を有していると 結合単位を構成する点からいえば、既述の如き言語史的過程に基 己(a)とはもちろん、他のすべての母音とも結合単位を構成 いうととができよう。 e・o・u・i・ëとは積極的に結合単位を構成しない。このよ の母音と結合単位を構成するが、aや竒を除いたばあいのuほど、 母音と結合単位を構成する。iはaと同じく自己及び他のすべて づいて
>
> らと結合することが極めて少ない以外は、
>
> 。に次いで他 も、aが *ia を吸収した時代の方が早かったと考えられる。u いう仮定が可能である。そして、ロが*ロを吸収した時期より いて、文献時代に入る前に、** は完全にaに吸収されていたよ たように、史前日本語時代には後舌的aのほかに*ia が存在して 語)において後舌母音uに対し、中舌母音*üの存在が考えられ ったという仮定が考えられる。次にウ列音が史前日本語 aが中性母音と見られているi・eよりも一そう中性母音的であ 例より少ない。この現象から次のような仮定が考えられる。まず ているが、自己との結合単位を構成することが最も多く、中舌母 (史前国

ての結合単位における乙類オ列音とア列音との結合単位に関する 結合に関する前記の有坂第三則「ア列音と乙類のオ列音とは、同 結合単位を構成していることが明らかである。したがって、音節 **ö**以外の母音と結合単位を構成する母音中、aとiとが最も多く 及び頻度と、aと共存する母音の種類と頻度との比較により。 結合単位内に共存することが少い」は、ア列音が構成するすべ ところで、同一結合単位内において、さと共存する母音の種類

位を構成する。」とでも改めた方が、結合単位の構成における乙位を構成する。」とでも改めた方が、結合単位の構成における出りであるが、ア列音とイ列音との関係を述べた第二則と同じ基準において、乙類オ列音と中類オ列音との関係を述べた第二則と同じ基準においずを異にしている。しかして、第一則は第二則と同じ基準においずを異にしている。しかして、第一則は第二則と同じ基準においずを異にしている。しかして、第一則は第二則と同じ基準においずを構成する。」とでも改めた方が、結合単位の構成における乙類オ列音とウ列音との関係を述べた第二則と同じ基準においる。

類オ列音の性格が明確になってくる。

残」であるならば、「ナ・ごリ」と分析できよう。

「宿る」は例外なく乙類が用いられている。「ヤどル」の語源については、有坂秀世氏は「屋取る」とされ、名詞「ヤド(宿)については、有坂秀世氏は「屋取る」とされ、名詞「ヤド(宿)におめ」の「とが」は、中央語系の古代語と方言的差異が著しい東歌ではあるが、名詞の事例があり、「とが」の「と」は「罪」の「つ」と同語源かも知れない。したがって、aとらとが共存する二音節の結合単位において、語根が二音節である確実な事例は、「よ州ヅラ」「マモケ」ぐらいであろうか。しかし、これらの語とて更に分析できるものかも知れない。

Ξ

次に、乙類オ列音及び甲類オ列音とがそれぞれ同一結合単位内

に共存する母音の相違に基づいて、古事記における「オ・ホ・ョ」に共存する母音の相違に基づいて、古事記においては、オ列音のモに甲乙両類の区別があるのは周古事記においては、オ列音のモに甲乙両類の区別があるのは周の三音について考察しよう。

分け、ばあいによっては上巻(神代巻)中巻・下巻に区分し、更とには異論はあるまい。したがって、少なくとも歌謡と本文とに考察の便宜上、ホから始める。古事記の成立が多元的であると

することが必要である。さて、古事記において、ホの表記に用い る。まず歌謡から考察する。 ある。以下、富・冨の代りに便宜上いずれも富を用いることにす 煩で、本文に見えるのは、富 が用いられている。そのうち、歌謡に見えるのは、富・本・菩・ られた漢字の種類は、富(届)・番・蕃・煩・本・菩・品の七字 に御代やそれぞれの事項についての叙述によって区分して、考察 (届)・本・菩・蕃・番・煩・品で

意味するもの一例「久爾能富母美由」(応神)がある。 の一例「微能意富祁久袁」(神武)があり、別に単独で「秀」を の下にあって「大」を意味するもの二十七例、「多」を意味するも 一例はすべてオ列音乙。と結合単位を構成している。 歌謡における「富」の事例は四十一例であるが、「意」「淤 波比母登富呂布(景行) 代)波比母登富呂布(神武)伊波比母登富理 夜知富許能(四例神代)登富登富斯(神代)登富登富斯 余理泥弖登富禮(允恭)阿加斯弖杼富禮(允恭 残りの十 (袖

かるに、 のとは異なり、乙類オ列音以外の母音とも結合単位を構成してい 登・杼・許・呂」等のように古事記の歌謡では乙類オ列音とのみ 母音同化と見た方がよいが一応事例の中に入れることにした。 登富」の下につづくことによって、乙類「呂」となったもので、 音節結合の法則からいえば、事例から除く方が厳密であるが、 理」と分析されるので、「富呂布」は「ホル」の再活用であり、 右の事例中「母登富呂布」「母登富理」は「母登―富呂布・富 他の母音とは結合単位を構成した事例は見られない。し 「本」は「富」が乙類。のみと結合単位を構成している

> るのである。 「本」は歌謡において二十四例であるが、 これらは

iと連結するもの、 本爾夜岐(仁徳) 伊本知母賀母 遜本杼理能(仲哀)美本杼理能 (雄略) 斯本勢能 (清寧) (応神) 志。

aと連結するもの、 本陁理-一登良須母・斗理・斗良須古 和賀美賀本斯 (仁徳) 夜本爾余志 (雄略) (雄略

uと連結するもの •と連結するもの 本牟田多能比能美古(応神)本都延波(雄略 本都延波 宇良胡本斯祁牟 (応神) 本都毛理 (清寧)

。 と連結するもの 本都 延能 (雄略 久爾能麻本呂婆(景行)

できるかどうかが問題である。すでに述べた如く、乙類オ列音と 右のうち、最後の乙類オ列音との連絡は結合単位と見ることが 本岐母登本斯(仲哀)斯麻理母登本斯(清寧)

甲類オ列音とが同一結合単位内に共存することは絶対にない。 九「古布志氣毛波母」が見える。奈良時代の東国方面でも、 て、「美賀本斬」は「うら・恋ほし」と分析することができる。 に対しては、すべて「本斯」の字面が当てられている。 に、古事記では「宇部胡本斯祁牟「美賀斯本」のような「ホシ」 ば、「本」は乙類相当の音であると見るのが至当である。 である。したがって、「母登本」を語幹と見て一結合単位とすれ 本岐母登本斯」「斯麻理母登本斯」の「母登」の二字は共に乙類 uは相互に転移するが、中央語系古代日本語よりその事例は比 的にはるかに多い。両歌が奈良時代の東国方言に属することが しかるに、東歌に三四七六「故布思可流奈母」、防人歌に四四 しかる

る。 (3)接に派生したので、「コホシ」の方が古形であると推定されてい接に派生したので、「コホシ」の方が古形であると推定されてい 繁に用いられるようになったため、「こひ」から「コひシ」が直 移し易く、古代日本語中に多くの事例があるから、 たものと見ることが許されるならば、後舌母音ロ・のは相互に転 点であるが、 本」を誤用と見ておられるが、有坂秀世氏は、名詞「コひ」が頻 「本」は甲類相当の音であろう。馬淵和夫氏は、「胡本斯」の「 「コフシ」を東国方言中に「恋ほし」の古形を残し 「胡本斯」の

て「本斯」の表記字面を用いていることは、少なくとも表記者は 性があるが、古事記の歌謡においては、表記者が「ホシ」にすべ に思われる。というのは、語源的にもそのように分析される可能 更に、「母登本斯」は「もと・ほシ」と分析すべきもののよう

とあり、万葉集に五・八〇〇「久爾能麻保良叙」、九・一七五三 音と甲類オ列音とが同一結合単位内に 共存する 事例 とは ならな 性があるから。「本」が甲類相当の音であるにしても、乙類オ列 きよう。したがって、「母登・本斯」分析することができる可能 い。また、「久爾能麻本呂婆」は、景行紀に「區珥能摩保羅摩. 「ホシ」を一つの結合単位として意識していたと考えることもで

乙両類の区別あるオ列音と同一結合単位内に共存するばあい、田 オ列音以外の音と同一結合単位内に共存した事例はなく、また甲 すでに述べた如く、古事記の歌謡における字音假名の「富」が

合単位と見る必要はない。

ことは明らかである。したがって、

「麻本呂」「本呂」を同一結

「麻本呂婆の「呂(ろ)」が、ラ・ル・レ等と同系の接尾語である 「國之真保良」、十八・四〇八九「久爾能麻保良」が見えており

> 」は甲類「ホ」を表記しているということができよう。 がって、古事記の歌謡においては、「富」は乙類「ほ」を、 同一結合単位内に共存する母音の種類に属するものである。 位を構成する確実な事例がない。しかして、「富」と共に同 類オ列音、ウ列音と結合単位を構成するが、乙類オ列音と結合単 に対し、 類と共存する事例はなく、必ず乙類オ列音に限られている。 合単位内に共存する母音は、乙類オ列音が共存する母音であり、 「本」が同一結合単位内に共存する母音の種類は、 なお、古事記の歌謡では、 「本」は、甲類イ列音、区別のないイ列音、ア列音、 甲類「ホ」に「菩」、乙類「ほ」 甲類オ列音が

比波煩曽 加牟菩岐 仲哀 景行記

「煩」が用いられている。

加波能煩理 仁徳記

美夜能煩礼婆 和賀能煩礼婆 仁徳記 仁徳記

伊毛登能煩礼波 **尔**宜能煩理斯 雄略記 仁徳記

甲類「ホ」を表記したものと見ることができる。 のように「本岐」と表記されているから、「菩岐」の「菩」は 仲哀記に「壽ぎ」は「本岐玖琉本斯、登余本岐、 本岐母登本斯

は乙類相当のオ列音でなくてはならない。 合単位であり、 「比波煩曽」の「煩曽」、「能煩礼」の「能煩」はいずれも結 「曽」「能」共に乙類「の」であるから、

次に、古事記の本文及び本文の割註における「富」「本」につ

いて述べる。

て「意富」が用いられている。この種の事例は、余りにも多数に 合単位「意富」以外で、 上るので省略する。神人名以外に用いられた「意富」の事例は、 「意富臣」「意富美」の二例である。 神名・人名の美称としての「大(多)」を表記するのに、すべ 「富」が結合単位中に共存する事例は 「大」「多」を表記した結

- 富登(二例、神武記
- 美富登(安寧記
- 山田之曽富騰(神代記 富良〃〃(二例神代記)

固有名詞

- 富登多多良伊頂頂岐比賣
- 登富志郎女(応神記

曽富理神

(神代記)

曽・騰」の乙類オ列音と同一結合単位内に共存する「富」は乙類 類オ列音とは同一結合単位内に共存することはないから、 曽・騰」と結合単位を構成している。ところが、 甲類オ列音と乙 ③の事例を除いて、「富」はいずれも乙類オ列音の假名 登•

本」の事例を次に掲げる。

オ列音でなくてはならない。

本岐歌 (仁徳

四有名詞

- 本牟智和氣御子 (垂仁)
- 伊邪本和氣天皇 伊邪本和氣命(三例仁徳、 (清寧

- 意富本杼王 (允恭)
- 沙本毗賣命 (二例化、三例垂仁)

沙本毗古王(二例開化、

六例垂仁)

- 沙本之大闇見戸賣(開化

沙本穴太部之別祖也

(垂仁)

- 沙本(垂仁)
- 袁邪本毗賣命 (二例開化 余曽多本毗賣命 (孝昭)

袁邪本王(二例、 袁本杼命 (武列、 開化) 、継体

「本岐歌」の「本岐」は歌謡においても、すべて「本岐」であ

を甲類とすれば、甲類オ列音と乙類オ列音とが同一結合単位に共 本杼」「袁・本杼」と分析すべきものであるかも知れない。とも 逸文に見える「意富富等王」の事例を合わせ考えれば、 存することとなり、音節結合の法則に反することとなる。上宮記 富本杼王」四の「袁本杼命」の事例である。(4四において、 ることは、前述の通りである。ただ、問題になるのは、他の「意 「本杼」が結合単位とすれば、 「杼」は乙類であるから、「木」 一意富・

おいては、 とが結合単位を構成した事例がないことは、少なくとも古事記に 音とは同一結合単位内に共存した例がないこと、「本」と「富 あるということ、及び「富」が乙類オ列音及びア行「オ」以外の が、甲類オ列音が同一結合単位内に共存する母音の種類と同じで 「ホ」音に甲乙両類の音の假名の書き分けが存在して

謡・本文・割註を通じて「本」が結合単位を構成する母音の種類 かく、語源不明の固有名詞中の「木杼」を除いては、古事記の歌

いることを認めてよいと思う。

一が、本文割註においても同じく乙類の假名として用いられてい 次に、歌謡において乙類「ほ」の假名に用いたと見られた「煩

- るように思われる。
- 淤煩鉤 淤煩及頂、亦字流六字以音。神代記 神代記

能煩野

景行記

位を構成している。 右の「淤煩」「能煩」はア列音の「オ」と乙類「能」と結合単

る。 次の 「蕃」「番」も乙類の假名に当てられているように思われ

美蕃登 神代記

- 番登 神代記
- 番仁岐命 序文

天津日高日子番能邇々藝命

神代記

- 日子番能邇々藝命(三例、神代記同所
- 天津日子番能邇と藝 神代記
- 天津日高日子番能邇々藝能命

は同一人の神名に限り用いられている。甲類と見るべきものの (1) が 「蕃」である以外、すべて「番」が用いられている。「菩 知醸酒人名仁番

天之善卑能命 天善卑命 神代記

ようである。

神代記

天善卑神 (三例、神代記)

の假名として「本」「菩」「品」等が用られたことは中国音韻史 」の假名として「富」「煩」「番」「蕃」が用いられ、甲類「ぉ」 この菩も甲類「ホ」を表記したものと思われる。次に乙類

におけるこれらの文字の音韻の変遷に照合して、根拠あることを

述べることにする。

(つづく)